

那覇地方裁判所委員会（第22回）議事概要

1 開催日時

平成26年6月16日（月）午後2時から午後4時まで

2 場所

那覇地方裁判所大会議室

3 出席者（委員は五十音順）

（委員）金城忠雄，鈴木博，鈴木晋一，平良勉，鶴岡稔彦（委員長），船越三樹，
松永勝利，森本忠昭

（参列者）事務局次長，民事首席書記官，刑事首席書記官

（庶務）総務課長，総務課課長補佐，広報係長，広報係

4 議事

(1) 委員長選任

鶴岡稔彦委員を委員長に選出

(2) 委員長代理の指名

鈴木博委員を委員長代理に指名

(3) 意見交換（テーマ：「法教育と広報」について）

意見交換に先立ち，中里那覇地方裁判所総務課長から裁判所における「法教育と広報」についてパワーポイント等を利用して説明を行った。

①法教育についての説明，②那覇地裁における取組（裁判傍聴，法廷見学会，夏休み親子見学会，無料法律相談会等），③その他の広報活動として他機関が企画した裁判所見学への協力，④裁判員法廷に移動して，法廷見学会の体験を行った。これらの説明等を踏まえて，委員による意見交換を行った。

【意見交換】（●委員長，○委員，◆説明者（参列者））

●：「法教育と広報」について，意見交換を行います。

裁判所が行っている法廷見学や親子見学会についてビデオ等を見ていただきま

したが、これらの制度は、裁判所としては県民の皆様にご理解していただく上で、重要な企画として実施しております。それらについて、アイデアや工夫例などのアドバイスをいただきたいと思えます。

○：親子見学会での子供たちで行う模擬裁判の説明がありましたが、模擬裁判は台本に沿って行われるとのことですが、量刑を決めることについても、すべて台本どおりに行われているのですか。それとも、子供たちに自由に意見を言わせて有罪・無罪、そして量刑はどのくらいというふうに決めているのですか。その辺をお聞かせください。

◆：ビデオに出ていたとおり、検察官の量刑に対する意見を聞いた上で、裁判官も加わった中でみんなでどういうふうな刑にするかというのを評議して決める形になっています。

○：想定と結論が変わる場合もあるのですか。

◆：そうです。有罪・無罪も含めて結論が変わることもあります。

○4年の刑期が5年になることもあるのですか。

◆：もちろんです。結論に関しては、台本の中で、有罪にしないでとか無罪にしないでとかの記載はございません。

○：法教育のご説明について、裁判の傍聴見学の人数なのですが、平成25年度の参加者数、学生650人、一般115人、これは年々増えている傾向にあるのか、それとも減少傾向なのか、裁判所として考えていらっしゃる「法教育の課題」というか、「今後こういうことをしたい」とか「もう少し違う形に工夫が必要」とか、どういう問題意識をお持ちなのかお聞かせいただきたい。

◆：見学者数については、年々増える傾向にあります。裁判所の方でも法廷見学等に関しては可能な限り受け入れをしております。よくある例が小学校から社会科見学の一環での法廷見学申込みです。特に離島の小学校等が修学旅行で那覇に来た際に、法廷を見せてくれないかという申し込みがあります。その日程に合わせて、法廷見学をさせていただくことが年々増えております。一般の方

についても、特に、教員研修や自衛隊の職員、自治会等からの見学の申込みが
ございます。

●：裁判所の法教育という話ですが、裁判所は教育機関ではございません。裁判
という仕事をする傍らで法教育に携わるとい形になりますので、どうしても
できることは限られてくるのは、仕方がないことだろうなと思っております。
そういう中で法教育に役に立つ企画として何ができるのだろうかと考えた結果
として実施しておりますのが、先ほどご紹介した法廷見学会や親子見学会であ
り、あるいは実際に裁判をしているところを見てもらう法廷傍聴という企画と
なっております。こういう企画については、こちらも法廷に入れる人数等など
の余裕がある限りできるだけ参加者を受け入れるという態勢でやりたいと思っ
ております。それ以上に企画を拡げることができるかどうかは、物理的に難し
いところがあるのではないかと思っております。

○：子供たちに裁判を傍聴してもらう場合、傍聴させる裁判は何でもいいのです
か。

◆：裁判傍聴の関係では、基本的には裁判の制度、しくみなど、裁判所の役割を
理解していただくということで取り組んでいます。したがって法教育的には
刑事裁判であれば道路交通法違反などの身近な事件で、1回で結審できるよう
な事件で、判決までいくことはあまりありませんが、最初の冒頭手続きから結
審までの手続きの流れを見ていただくことを中心に傍聴させていただいておりま
す。したがって、あまり精神的に重い事件とかは、法廷見学や裁判傍聴には馴
染まないと考えているところでございます。

○：学校に対する社会科教育で取り上げる裁判所の法廷見学等については非常に
いいことだと思いますが、もう少し法教育の拡大のためのPRとして、法廷見
学等の企画を周知する広報案内を自治会に配るとか、そういうことをしていた
だければと思います。それから、ドラマの影響でしょうけど、裁判所といえば、
どうしても刑事事件の裁判が中心になっているイメージが強いです。一般の方

の中には、裁判というと刑事事件のような厳しい捉え方をして、権利を主張することにちょっと戸惑いを感じているような気持ちがあることを多々聞くことがあります。そのような一般の方にも法教育ができる場を設けることはできないかという要望です。

- ：法教育の企画をできるだけ広い範囲に告知すべきではないのかという問題と、法教育を民事裁判にまで、広げるべきではないかということですが、先ず法廷傍聴や法廷見学会、親子見学会については、どのような方法で広報活動しているか、当庁の実情を紹介します。
- ◆：「夏休み親子見学会」については、本庁・各支部の日程が決まりましたら、裁判所のホームページで募集をいたします。また報道各機関のご協力を得て、新聞等でその案内、ラジオでの呼びかけを行っております。本庁の「法廷見学」については裁判所のホームページで募集の掲載をしておりますし、基本的には、随時受け付けております。少人数での法廷見学であれば、すぐに対応しています。10名を超える様な大人数での法廷傍聴・法廷見学の希望であれば、傍聴席の確保等の準備がありますので、事前の申込みが必要で広報係で調整の上で、対応させていただいております。
- ：傍聴する裁判の種類に民事事件を含めるかということですが、裁判所としても、刑事裁判に限っているつもりはありません。前任庁で民事事件を担当していた時に、学生さんが傍聴に来ていたことがありました。ただ、民事事件の場合はどうしても1回では終わらないものですから、途中から見ると一体何の裁判なのかよく分からないと、尋問をやっているけど、一体どういう争点について話が出ているのかよく分からないという顔で帰ってしまうということがどうしても出てきてしまいます。民事事件の法廷傍聴をしていることが最初から分かっている場合は、事案の説明とどのような手続きをするのかを説明することもあります。また、予定時間より早く裁判が終わった場合は質疑応答を受けたこともあります。しかし、なかなか刑事裁判のように最初の冒頭手続きから最

後まで一通り見られるという形にはならないところがあるものですから、民事事件の法廷傍聴はちょっと難しいかなと思います。裁判傍聴の関係について、それぞれ刑事裁判、民事裁判を担当している委員から何か感想をお願いします。

○：委員長からもご説明のあったとおり、民事事件は1回限りでは終わらないものですから、傍聴している事案の概要や進捗状況の理解というのができないので、傍聴に来ているのだけど、途中退席する方が多いというのは間違いないと思います。ただし、事前に傍聴したり、申し込みをさせていただいた方には、別途時間を設けてご説明はするのですが、事前申し込みは少ないです。法科大学院の方はふらっと入ってきて、出ていくといのが多いです。なかなか手続きを見て直ぐ分るといふことにはならないので、裁判傍聴はやはり、刑事事件の方が向いているのではないかと私自身も思うところがございます。ただ、ある程度ロースクールで勉強しているとか、大学の法学部で勉強している方については、積極的に裁判傍聴の申し込みをさせていただいて、裁判の事後に行う裁判官との質疑応答の場で行う解説を交えると有意義なのかなと思います。

○：たしかに刑事裁判の方は傍聴に向いておりまして、また特に裁判員裁判となると、裁判員に選任された一般の方にも見て聴いて分る裁判ということで、逆にいうと、傍聴されている方から見ても非常に分かりやすい裁判なのではないかと思っております。そういう意味では傍聴には適しているのかなと思います。あまり刑事裁判のイメージが強過ぎるのもどうかと思うところも確かにありまして、刑事裁判というと悪い人が悪い事をしたと疑われて裁判にかけられているというイメージがどうしてもあって、何となく怖い所というか、厳しい所というか、そういうイメージを持たれている方がいるんじゃないかと思えます。それが例えば、何かの被害にあって、その被害の回復を図るために訴訟を起こして、それを回復しようという時に、そういったイメージがマイナスになってしまうと、裁判所に足が遠のく原因になってしまうというのは、それはそれで確かに問題だろうと思っております。傍聴ということについて言うと、確かに

刑事裁判の方が適しておりますので、刑事裁判を傍聴していただくことが今後
も中心になろうかとは思いますが、全体のバランスの中で、例えば裁判
の制度の説明であるとか、あるいはその他のカリキュラムの中で民事裁判とは
こういうものだとか、あるいは、被害にあったときは、こういった制度がある
のだとか、消費者教育みたいなものに関係してくるのかもしれませんが、そう
いったところでやはりきちんと対応していかなければならない、その中で全体
的なバランスを取っていかなければならないのかなというふうに思っている
ところです。

- ：ご意見もかなりいただきましたと思いますが、ご質問に限らず、ご意見も含めて、
委員の方々からさらに何かお伺いできることはありますでしょうか。
- ：広報とは一般の方に対して行うものもありますけれども、取材対応という意
味での広報の対応もあるのかなと思います。弊社の記者としては、裁判の判決
書とかの難しい言い方、難解な言い回しとか、法律運用の細部とかについて解
らないことがあったりするときに、直接裁判所側に質問する機会がないとい
うことで、それを弁護士とかいろいろな方に訊いているらしいのですが、もしそ
ういうことにもお答えできるような記者との懇談の場みたいなものが、個別に
ついてのことではなく、一般論としてはこういうことですよというような定期
的な議論の場みたいな、そういう場を設けていただけないかなという要望です。
- ◆：取材での対応について、ご要望として、受け賜ります。
- ：正確な報道をしていただくというのも裁判所としてもお願いしたいところ
ありますので、その点についてはまた、ご相談させていただきたいと思
います。
以上の他にご意見等はございませんでしょうか。では、意見交換会を終了いた
します。ご意見を賜りありがとうございます。

(4) 次回期日・テーマの確認

期 日 平成26年11月20日（木）午後2時

テーマ 「刑事事件における被害者配慮制度について」